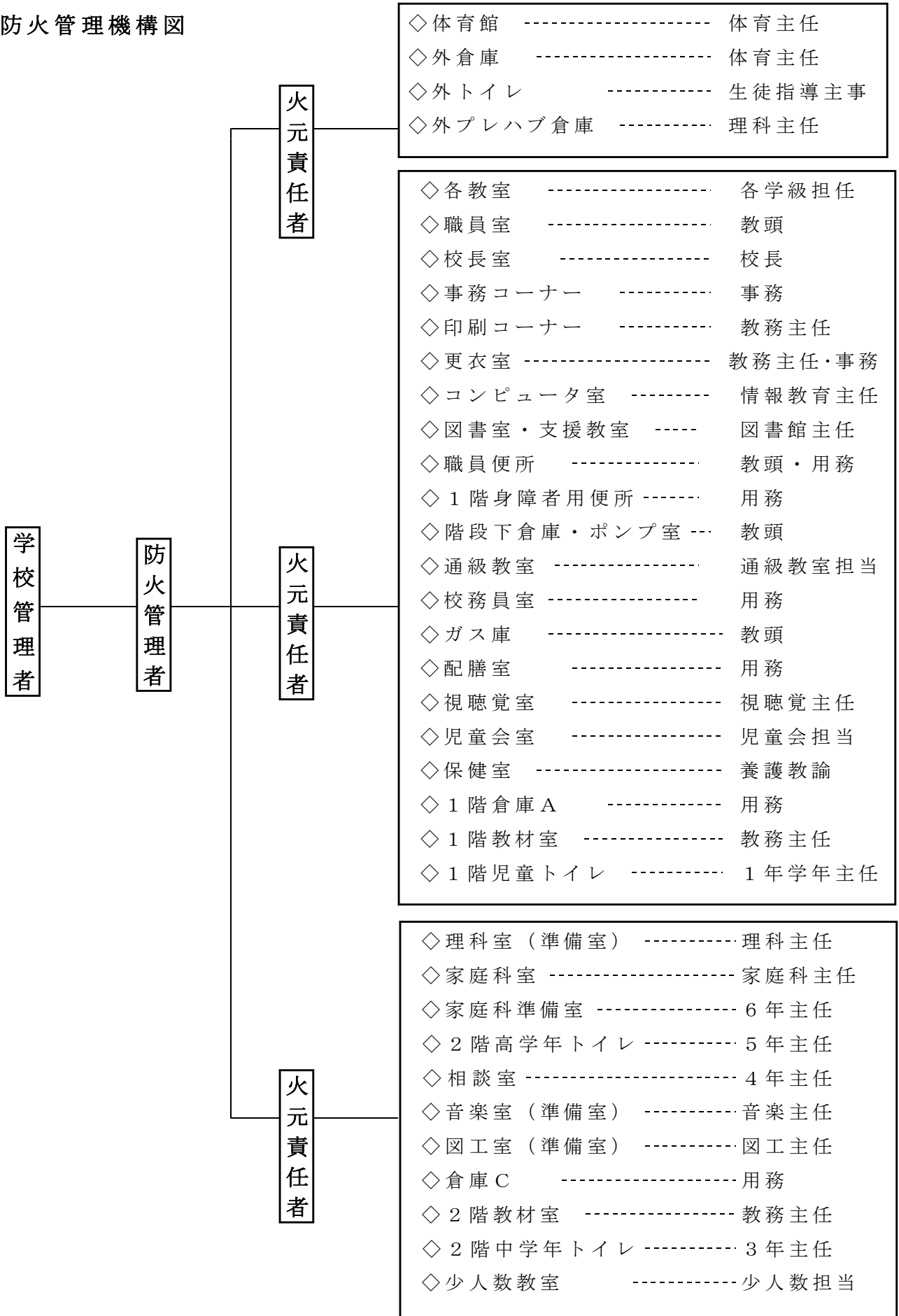


学 校 防 災 計 画

1. 防火管理機構図



2. 災害危険排除計画

(1) 消防職員等の立ち入り検査があった場合

◇学校管理者及び防火管理者が立ち合う。

◇指示事項については、学校管理者において処理する。但し、予算措置を伴い、学校管理者の権限を越えるものについては、教育委員会に上申して措置を受ける。

(2) 自主検査

◇毎月1回、1日を安全点検日とし、安全点検を行う。

◇点検箇所は、各担当の清掃分担区域とする。

◇異常が認められた箇所を点検表に記入し、学校管理者に提出する。

(3) 安全点検分担

☆各教室	-----	各学級担任	☆火元責任箇所	-----	各担当
☆電気設備関係	-----	教頭	☆放送設備関係	-----	視聴覚主任
☆非常口	-----	教務主任	☆遊具等	-----	清掃分担区域担当
☆プール	-----	体育主任	☆消火設備状況	-----	教頭
☆警報設備状況	-----	教頭	☆警備保障状況	-----	校長・教頭

(4) 自主消防隊組織

朝来小学校の自衛消防組織として、学校長を隊長とし、次の任務分担により自衛防衛隊を編成する。

隊長	学校長	
副隊長	教頭	
任務	班長	隊員
通報班	校長	事務
消火班	教務主任	支援教員・専科・男性高学年担任
避難誘導班	各学年主任	各学級担任・育成・少人数担当
救護班	養護教諭	保健主事
救出班	校長	事務

(5) 異常が認められた場合の対応

◇自主検査において、不備を発見した場合は、直ちに防火管理者に連絡し、防火管理者は学校管理者に申し出て、早急に措置する。

(6) 日常活動における留意点

◇理科室、図工室、家庭科室等を使用し、電気やガスまたは薬品を用いる場合は、その操作の始動及び復元については、必ず担当教員の手で行う。

また、必要と認めた場合については、当番にも連絡し、学校閉門時に再度点検する。

◇施設、器具等の不備な状況については、定期点検を待たず、気づき次第連絡し合い、処理する。

◇終業後の体育館等の使用については、火災予防等の確認の上、貸与する。

◇注意報や警報等の発令時には、職員室に掲示し、全職員に知らせる。

◇長期休業中は、当番が管理等にあたるが、具体的には別途協議して決定する。

3. 警備ならびに避難計画

(1) 地震の場合

◇可能な限り放送にて指示をし、それに従って児童の管理・退避の行動を組む。

◇授業中においては、授業担当者が指揮をし、学級児童の管理・退避に当たる。

◇退避場所は、原則として運動場とし、変更する場合のある場合は別に指示する。

(2) 火災の場合

◇火災発生に当たっては、場所を確認の上、校内放送を通じて緊急指示を行う。

◇各担任、または授業者は緊急指示後、直ちに行動を起こし、的確且つ速やかに児童を退避させる。

◇緊急指示は、火災発生だけではなく、火元及び退避順など具体的に行う。

◇防火管理者が緊急指示を行うのと並行して、学校管理者は教育委員会及び消防署に119番通報する。

◇退避場所は、大運動場とする。但し、火災の状況により別に指示することもある。

◇地震、火災の場合は、退避を第1に考え、指示通りに誘導後、直ちに人員、事故の有無を確かめ、学校管理者に報告する。

◇児童の把握ができた時点で、必要に応じ、任務分担により活動する。

(3) 警報発令時（異常気象時）、その他の緊急時の場合

◇その時の状況に応じて、安全に十分配慮しながら次ページのように対応することを保護者と確認している。